

## 感染症対応シティ促進事業 よくあるご質問 目次

1. 事業概要について .....	1
Q1 感染症対応シティ促進事業とは何ですか。 .....	1
2. 対象者について .....	1
Q2 どういう事業者が対象となりますか。 .....	1
Q3 対象者である中小企業とは、どういった事業者が該当しますか。 .....	1
Q4 みなし大企業とは、どういった事業者が該当しますか。 .....	2
Q5 「市民が立ち寄る商品販売やサービス提供を行う施設」とはどういったものを指しますか。 .....	2
Q6 いつから営業していた施設・店舗等が対象となりますか。 .....	2
Q7 施設を所有していない事業者は支援の対象となりますか。 .....	2
Q8 ダンススクール、柔剣道などの教室を、月謝をもらって教えています。許可証などはありません。感染症対策は行っていますが、対象となりますか。 .....	3
Q9 申請後に店舗を移転した場合は、どうすればよいでしょうか。 .....	3
3. 対象経費について .....	3
Q10 対象期間はいつですか。 .....	3
Q11 見積書や領収書の宛名など注意点はありますか。 .....	3
Q12 どのような経費が対象となりますか。 .....	3
Q13 感染症対策機能強化に資するとメーカー等が言っているものは全て対象になりますか。 .....	3
Q14 ある業者から福岡市が支援金の対象として認定した商品があると聞いたが、福岡市が認定しているような商品等がありますか？ .....	4
Q15 本支援事業において工事の実績がある施工業者を教えてくださいませんか？ .....	4
Q16 募集要項の別表1「工事経費」にある設備・機器等を既に設置してしまいましたが申請できますか？ .....	4
Q17 高機能換気設備とは何ですか。 .....	4
Q18 換気機能を搭載したエアコンの設置工事と同時に改装も考えていますが、支援対象でしょうか。 .....	4
Q19 換気設備工事を計画していますが、家電量販店での購入・取付は対象となりますか？ .....	

.....	5
Q20 厨房の換気工事は、対象となりますか。 .....	5
Q21 除菌機能付きのエアコンは、対象となりますか。 .....	5
Q22 紫外線照射装置・換気機能付きの空気清浄機の工事は、対象となりますか。 .....	5
Q23 非接触型自動水栓を厨房に設置したいのですが、対象となりますか。 .....	5
Q24 店舗が狭く、店舗のレイアウト変更する工事をしたいが、対象となりますか。 .....	5
Q25 網戸について、条件はありますか。 .....	5
Q26 光触媒コーティング（ドアノブや壁、床など）は、対象となりますか。 .....	6
Q27 床・壁の張り替え工事は、対象となりますか。 .....	6
Q28 交付決定後、工事の内容を変更してもよいですか？ .....	6
Q29 空気清浄機について、条件はありますか。 .....	6
Q30 空気清浄機のフィルター等消耗品は対象となりますか。 .....	6
Q31 扇風機，サーキュレーターについて、条件はありますか。 .....	6
Q32 別表1に掲載されていない経費は対象外となりますか。 .....	6
Q33 購入したものは必ず助成されますか。 .....	7
Q34 消毒液やマスクなどは対象外ですか。 .....	7
Q35 物品・サービスの中に記載されているデジタル対応ツールとは、具体的にどのような ものですか。 .....	7
Q36 EC サイトは対象となりますか。 .....	7
Q37 デリバリーサービスの導入は対象となりますか。 .....	7
Q38 ウェブ会議システム（zoom など）の導入は対象となりますか。 .....	7
Q39 グルメサイト（ぐるなびなど）の導入にかかる費用は対象となりますか。 .....	7
Q40 グルメサイト（ぐるなびなど）を使った予約システムを導入する場合、対象となりま すか。 .....	7
Q41 オークションやフリーマーケットを利用しない場合で、中古品（新古品）の購入は対 象となりますか。 .....	8
Q42 ネットで物品を注文したのですが、配達に伴う代引手数料や商品配送料は支援対象 になりますか。 .....	8
Q43 交付決定後、物品・サービスの内容を変更してもよいですか。 .....	8
Q44 買いたい商品（空気清浄機など）が入荷待ちなのですが、申請はいつすればいいです か。 .....	8
Q45 デジタル対応ツールを導入したいが、どこに発注したらよいかわかりません。紹介してもらえ	

ますか。 .....	8
Q46 デジタル対応ツールを導入する場合、デジタル関連応援事業者からしか発注ができないのでしょうか。 .....	8
Q47 デジタル対応ツールの発注先は市内事業者に限られますか。 .....	8
Q48 デジタル対応ツールを導入する場合、付随する機械も支援対象になりますか。 .....	9
Q49 デジタル対応ツールを導入する場合、ランニングコストも支援対象になりますか。 .....	9
4. 支援金額について .....	9
Q50 支援金額はいくらですか。 .....	9
Q51 補助率3分の2，上限60万円（20万円）の意味を教えてください。 .....	9
Q52 市内で複数店舗を営営していますが、支援金額はどうなりますか。 .....	10
Q53 他の補助金と重複して受給できますか。 .....	10
5. 申請手続きについて .....	10
Q54 領収書は原本が必要ですか？ .....	10
Q55 申請に必要な書類は何ですか。 .....	10
Q56 写真撮影の際の留意事項はありますか。 .....	10
Q57 領収書を紛失しましたが、申請可能ですか。 .....	10
Q58 施工会社から提出された見積書内訳は「〇〇工事一式△△円」という記載ですが、問題ありませんか。 .....	11
Q59 物品はいつから購入したものが対象ですか。 .....	11
Q60 交付決定前に工事を行った場合は、支援対象となりますか。 .....	11
Q61 工事を行った結果、工事経費が増額してしまった場合、支援金額の増額は可能ですか。 .....	11
Q62 デジタル対応ツールに付随する機械を購入した時に、一体的に使用することを証する書類を提出する必要があるとのことだが、具体的にはどのような書類を提出すればよいですか。 .....	11
Q63 工事が伴う物品・サービス関係は工事経費とみなしてよいですか。 .....	11
Q64 完了報告書類に不備がない場合でも、現地における検査・確認を行うことがありますか？ .....	11
Q65 申請したが、その後連絡が来ない。受付されているか心配である。 .....	12
Q66 受付の連絡は来たが、その後審査が進んでいるか心配である。 .....	12
Q67 工事経費とあわせて導入後の物品経費を申請したいが、可能ですか？ .....	12

6. その他 .....	12
Q68 デジタル関連応援事業者とは何ですか? .....	12
Q69 デジタル関連応援事業者が不適切な行為（強引な営業活動等）を行った場合、どうしたらよいか。 .....	12

## 1. 事業概要について

Q1 感染症対応シティ促進事業とは何ですか。

A1 新型コロナウイルス等の感染予防を図るため、市民が立ち寄る商品販売やサービス提供を行う幅広い施設などを対象として、施設を運営・営業している中小企業・小規模事業者等（個人事業主を含む）に対して「感染症対応シティ促進支援金」を支給し、安全安心な店舗環境、経済活動の維持、地域経済の活性化を目指します。

## 2. 対象者について

Q2 どういう事業者が対象となりますか。

A2 以下のすべての要件を満たすことが必要です。詳細は、募集要項「2. 対象事業者」をご確認ください。

- ① 来店型の施設・店舗等を福岡市内に有し、申請日時時点で営業・運営している者。
- ② 中小企業・小規模事業者等（個人事業主を含む）である者。
- ③ 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がない者。又は市税の徴収猶予の特例制度等の対象となる者。
- ④ 新型コロナウイルス感染症にかかる各種業界別ガイドラインを遵守し、感染症対策を行っている者。
- ⑤ 建築基準法、食品衛生法、美容師業法など、関係法令に違反していない者。
- ⑥ 所有あるいは長期的な賃貸契約等に基づく施設で事業を行っている者。
- ⑦ 賃貸物件である施設で工事を実施する場合、所有者から工事について承諾を受けている者。

Q3 対象者である中小企業とは、どういった事業者が該当しますか。

A3 中小企業基本法に規定する中小企業が対象となります。

（参考）中小企業基本法に規定する中小企業者

業種分類	中小企業基本法の定義
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

Q4 みなし大企業とは、どういった事業者が該当しますか。

A4 「みなし大企業」とは以下に該当する企業です。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（※）が所有している中小企業者等
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業（※）が所有している中小企業者等
- ③ 大企業（※）の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
- ④ 資本金又は出資の総額が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者等
- ⑤ 間接補助金申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等

※大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法（昭和3年法律第101号）に規定する  
中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する  
投資事業有限責任組合

Q5 「市民が立ち寄る商品販売やサービス提供を行う施設」とはどういったものを指しますか。

A5 小売店や飲食店、理美容など不特定多数の市民が利用する店舗を指します。このため、無店舗の営業や、従業員や関係者が利用するオフィス（事務所）、工場等などは対象となりません。なお、オフィス（事務所）、工場等であっても、不特定多数の市民と接するスペース（例：ショールーム、展示場、直売所等）を有し、事業を展開している事業者は対象となる場合があります。ただし、臨時出展等は対象外です。

Q6 いつから営業していた施設・店舗等が対象となりますか。

A6 申請時点で、既に営業・運営がなされている施設・店舗等が対象となります。移転を予定している場合は、移転後の店舗・施設で営業の実態が発生してから申請を行ってください。ただし、申請期間内に、すべての提出書類をもって申請ができなければ支援の対象とはなりません。

Q7 施設を所有していない事業者は支援の対象となりますか。

A7 所有施設又は継続的な賃貸借契約等を行っている施設で営業・運営していないのであれば、対象とはなりません。

Q8 ダンススクール、柔剣道などの教室を、月謝をもらって教えています。許可証などはありません。感染症対策は行っていますが、対象となりますか。

A8 個人事業の開業届の写し（営業許可が必要な業種については営業許可証）など営業実態が分かるものがあれば、対象となります。また、自己所有の施設、又は継続的な賃貸借契約等を行っている施設で教室を行っていることが条件となります。

Q9 申請後に店舗を移転した場合は、どうすればよいでしょうか。

A9 申請を取り下げてください、移転後の店舗で営業の実態が発生してから再度申請を行ってください。交付決定は、申請時に提出された店舗に対して行っているため、移転後の店舗にて申請をお願いいたします。

### 3. 対象経費について

Q10 対象期間はいつですか。

A10 物品・サービス導入経費については、令和3年7月1日（木）以降に購入したものが対象となります。工事経費については、令和3年9月13日（月）から交付申請の受け付けを開始し、申請後交付決定後に工事着手し、令和4年2月5日（土）までに工事代金の支払いを完了するものが対象となります。

Q11 見積書や領収書の宛名など注意点はありますか。

A11 宛名は個人名だけでなく、法人名もしくは店舗名を含んだものにしてください。また、経費内訳と消費税額がわかるように記載してもらってください。内訳が記載されていない場合は、別途内訳書等を添付してください。複数店舗で対策を実施する場合は、店舗ごとに作成してください。

Q12 どのような経費が対象となりますか。

A12 各種業種別ガイドライン等に示す感染症対策機能強化に資する経費が対象です。

Q13 感染症対策機能強化に資するとメーカー等が言っているものは全て対象になりますか。

A13 ウイルス抑制効果等について評価試験等を行い、《試験機関名》、《試験方法》、《試験結果》が書かれた仕様書やカタログ、評価試験自体の報告書の写しなどをご提出いただき、客観的に有効性が確認出来るものは対象となります。なお、客観的に有効性が確認出来るものでも、人体に影響がある使い方をされる場合等は支援の対象とならないことがあります。

Q14 ある業者から福岡市が支援金の対象として認定した商品があると聞いたが、福岡市が認定しているような商品等がありますか？

A14 自社製品や工事等が当該支援金の対象になるとうたっているようですが、福岡市として個別に認めている商品等はありません。

## 【工事経費】

Q15 本支援事業において工事の実績がある施工業者を教えてくださいませんか？

A15 特定の施工業者の斡旋になるような工事実績を教えることなどは行っておりません。なお、工事については、市内の施工業者が施工するもの（市内に本社もしくは本店があり、かつ市内にある事業所で施工するもの）に限る、としています。

Q16 募集要項の別表1「工事経費」にある設備・機器等を既に設置してしまいましたが申請できますか？

A16 「工事経費」については、原則、計画書の内容を審査させていただき、交付決定後に着手するものが支援対象です。別表1「工事経費」にある設備・機器等を既に設置してしまった場合で、機器費のみ導入後の「物品・サービス導入経費」とみなして、申請対象となるかどうかについては、事務センターまでご相談ください。ただし、申請していただいた場合においても、審査の結果、支援の対象外となる場合もありますのでご了承ください。また、機器費のみ導入後の「物品・サービス導入経費」とみなして取り扱う場合においても、審査の必要性から見取図等、「工事経費」と同様の提出書類を求めることがあります。

Q17 高機能換気設備とは何ですか。

A17 空気を直接交換する一般的な換気設備・換気扇と異なり、外気と内気の熱交換を行うことで室内の温度変化を抑制しつつ、換気を行うことができる換気設備です。

Q18 換気機能を搭載したエアコンの設置工事と同時に改装も考えていますが、支援対象でしょうか。

A18 換気機能を搭載したエアコンの設置工事は対象となりますが、この設備工事とは関係ない改装工事は対象外です。詳細については、申請書類である見積書や店舗等見取り図等をもとに審査させていただきます。



Q19 換気設備工事を計画していますが、家電量販店での購入・取付は対象となりますか？

A19 購入される家電量販店が、施工業者要件の市内に本社もしくは本店があり、かつ市内にある事業所（店舗）が施工するものに該当する場合は、工事経費の対象となり、当該購入・取付経費に対する支援上限額は 60 万円となります。購入される家電量販店が、施工業者要件に該当しない場合は、当該購入経費は物品・サービス導入経費の対象となり、支援上限額は 20 万円となります。別途、取付のみを施工業者要件に該当する事業者が施工する場合は、取付経費は工事経費の対象となります。上記のような事例で、機器費のみ「物品・サービス導入経費」とみなして取り扱う場合においても、審査の必要性から見取図等、「工事経費」と同様の提出書類を求められることがあります。

Q20 厨房の換気工事は、対象となりますか。

A20 客席部分と一体的な空間であるなど、客席部分の換気機能の向上になる場合は、対象となります。

Q21 除菌機能付きのエアコンは、対象となりますか。

A21 仕様書やカタログなどで、ウイルス抑制効果が確認できるものは対象となります。

Q22 紫外線照射装置・換気機能付きの空気清浄機の工事は、対象となりますか。

A22 仕様書やカタログなどで、ウイルス抑制効果や換気機能が確認できるものは対象となります。

Q23 非接触型自動水栓を厨房に設置したいのですが、対象となりますか。

A23 来店者が利用するスペースにおける感染症対策を目的としているため、トイレなど来店客が利用する場所へ設置した場合に対象となります。厨房や従業員の専用スペースに設置するものは対象となりません。

Q24 店舗が狭く、店舗のレイアウト変更する工事をしたいが、対象となりますか。

A24 三密を避けることを目的としたレイアウトの変更工事であれば対象となります。ただし、レイアウトの変更に伴い収容人員を増やす場合は、対象外となります。

Q25 網戸について、条件はありますか。

A25 来店者が利用する部分の換気を改善するために設置するものに限り対象となります。単なる網戸の張替は対象となりません。

Q26 光触媒コーティング（ドアノブや壁、床など）は、対象となりますか。

A26 仕様書やカタログなどで、感染症対策となるウイルス抑制効果が確認できるものは対象となります。また、コーティングは、施工前と施工後の状態の変化が分かりにくいいため、施工中の写真も必ず撮影し提出してください。必要に応じて、追加書類の提出および説明を求めることがあります。

Q27 床・壁の張り替え工事は、対象となりますか。

A27 仕様書やカタログなどで、感染症対策となるウイルス抑制効果が確認できるものは対象となります。

Q28 交付決定後、工事の内容を変更してもよいですか？

A28 原則、交付決定後は、変更を行うことができません。計画書の導入機器が欠品である場合など、申請者の都合によらない事由がある場合に限り変更できる場合がありますので、その際は事前に事務センターにご相談ください。

#### 【物品・サービス導入経費】

Q29 空気清浄機について、条件はありますか。

A29 業種別ガイドライン等にも記載されている、HEPA フィルター搭載等、ウイルス捕集機能がある空気清浄機であれば対象となります。その他の空気清浄機は、ウイルス抑制効果等について評価試験等を行い、仕様書やカタログなどで客観的に有効性が確認出来るものは対象となります。なお、客観的に有効性が確認出来るものでも、人体に影響がある使い方をされる場合等は支援の対象とならないことがあります。

Q30 空気清浄機のフィルター等消耗品は対象となりますか。

A30 購入時に商品に初期装備として付属しているものは対象となりますが、今後の使用のために追加で購入する消耗品は対象となりません。

Q31 扇風機、サーキュレーターについて、条件はありますか。

A31 機能の条件はありませんが、窓の外に向けて設置するなど、来店者が利用する部分の換気を改善するために設置するものに限り、対象となります。

Q32 別表1に掲載されていない経費は対象外となりますか。

A32 事前にご相談いただくとともに、可能な限り購入前に交付申請いただき、交付決定後に導入いただくことをお勧めしています。

Q33 購入したものは必ず助成されますか。

A33 対象経費に記載のない物品については、審査の結果、支援対象外となることが想定されます。事前にご相談いただくとともに、可能な限り購入前に交付申請いただき、交付決定後に導入いただくことをお勧めしています。

Q34 消毒液やマスクなどは対象外ですか。

A34 消毒液やマスク、フェイスシールド、エアコンや空気清浄機等のフィルターなどの予備品類など消耗品は対象外になります。

Q35 物品・サービスの中に記載されているデジタル対応ツールとは、具体的にどのようなものですか。

A35 モバイルオーダーや混雑状況表示システム、キャッシュレス決済など、来店型施設の接客シーンにおいて、感染症対策強化につながるデジタル対応ツールを支援の対象としています。詳しくは募集要項内の別紙1「支援対象となる経費について」をご覧ください。

Q36 ECサイトは対象となりますか。

A36 対象になりません。今回の支援対象は、あくまでも来店を前提としたものであり、実店舗への集客に資するデジタル対応ツールに限らせていただいています。

Q37 デリバリーサービスの導入は対象となりますか。

A37 対象になりません。今回の支援対象は、あくまでも来店を前提としたものであり、実店舗への集客に資するデジタル対応ツールに限らせていただいています。

Q38 ウェブ会議システム（zoom など）の導入は対象となりますか。

A38 来店を前提としない利用については対象になりません。

Q39 グルメサイト（ぐるなびなど）の導入にかかる費用は対象となりますか。

A39 グルメサイトの掲載は、主に店舗への集客を目的としており、対象になりません。

Q40 グルメサイト（ぐるなびなど）を使った予約システムを導入する場合、対象となりますか。

A40 今回の支援対象は、自店舗に予約システムを導入して運用する場合に限らせていただいております。グルメサイトに手数料を支払って導入する予約システムは、対象になりません。

Q41 オークションやフリーマーケットを利用しない場合で、中古品（新古品）の購入は対象となりますか。

A41 古物商許可による店舗からの購入であれば、対象となります。その場合も、感染症対策機能強化に資するものであること等を確認するため、カタログ等の機能や仕様がわかるものが必要となります。

Q42 ネットで物品を注文したのですが、配達に伴う代引手数料や商品配送料は支援対象になりますか。

A42 経費の支払いに伴う振込手数料や代引手数料は支援対象になりません。配送料については領収明細等で確認できるものに限り支援の対象とします。

Q43 交付決定後、物品・サービスの内容を変更してもよいですか。

A43 原則、交付決定後は、変更を行うことができません。計画書の導入商品が欠品である場合など、申請者の都合によらない事由がある場合に限り変更できる場合がありますので、その際は事前に事務センターにご相談ください。ただし、やむを得ない事由により対象経費が変更となる場合でも、交付決定時の支援予定額は増額されません。

Q44 買いたい商品（空気清浄機など）が入荷待ちなのですが、申請はいつすればいいですか。

A44 物品・サービス導入経費については、導入（購入）後の申請が可能ですが、商品入荷待ち等の場合、工事経費と同様の購入前に事前に申請ください。

Q45 デジタル対応ツールを導入したいが、どこに発注したらよいかわかりません。紹介してもらえますか。

A45 デジタル対応ツールの導入にあたり、相談したい場合や発注先が見つからない場合は、別途専用サイトに公開するデジタル関連応援事業者一覧の中から任意に選んで問い合わせいただくこともできます。

Q46 デジタル対応ツールを導入する場合、デジタル関連応援事業者からしか発注ができないのでしょうか。

A46 デジタル対応ツールを導入する場合は、必ずしもデジタル関連応援事業者から発注することを要件としていません。既にご存知の事業者がいらっしゃいましたら、そちらから発注していただいても結構です。ただし、可能な限り、市内に本社、本店、支店もしくは営業所を有する法人、または市内に住所のある個人事業主からデジタル対応ツールを導入してください。

Q47 デジタル対応ツールの発注先は市内事業者に限られますか。

A47 デジタル対応ツールを含む物品・サービス関連については、可能な限り、市内に本社、本店、支店もしくは営業所を有する法人、または市内に住所のある個人事業主から購入を行ってください。

Q48 デジタル対応ツールを導入する場合、付随する機械も支援対象になりますか。

A48 デジタル対応ツールの導入にあたって必要な機器（PC、タブレット、プリンタ、Wi-Fi ルーターなど）は、システムと一体的に使用する場合に限り、支援の対象とします。この場合、システム導入の申込書や一体的使用を証する写真など、確認書類と合わせてご提出ください。

Q49 デジタル対応ツールを導入する場合、ランニングコストも支援対象になりますか。

A49 システムのランニングコストは、システムを導入した日から令和4年2月5日（土）までの分を支援の対象とします。この場合、完了報告までの間に、上記期間中のランニングコストの支払いを全て完了しておく必要があります。また、導入時に一括して支払ったもの、解約時に返金されないものに限ります。ランニングコストの期間や支払い完了が確認できる書類をご提出ください。

#### 4. 支援金額について

Q50 支援金額はいくらですか。

A50 感染症対策にかかる物品・サービス導入や工事に必要な経費（税抜）の3分の2で、上限60万円です。なお、そのうち、物品・サービス導入については、20万円が上限となります。なお、1,000円未満の端数は切り捨てとなります。

（参考）具体例

補助率は、以下のいずれの場合も、対象経費の3分の2ですが、上限額が異なります。

- ①工事と物品・サービス導入　：上限60万円（うち、物品・サービス導入は上限20万円）
- ②工事のみ　　　　　　　　　：上限60万円
- ③物品・サービス導入のみ　　：上限20万円

Q51 補助率3分の2、上限60万円（20万円）の意味を教えてください。

A51 支援の考え方は以下の例を参考にしてください。

①支援対象となる経費が90万円（税抜）の工事を実施した場合

90万円の3分の2である60万円が支援金で支払われることとなります。  
残りの30万円と消費税分9万円は申請者が負担することとなります。

②支援対象となる経費が120万円（税抜）の工事を実施した場合

120万円の3分の2は80万円ですが、支援額の上限が60万円であるため、  
支援金は60万円が支払われることとなります。  
残りの60万円と消費税分12万円は申請者が負担することとなります。

③支援対象となる経費が30万円（税抜）の物品（サービス）を導入した場合

30万円の3分の2である20万円が支援金で支払われることとなります。  
残りの10万円と消費税分3万円は申請者が負担することとなります。

- ④支援対象となる経費が60万円（税抜）の物品（サービス）を導入した場合  
60万円の3分の2は40万円ですが、支援額の上限が20万円であるため、  
支援金は20万円が支払われることとなります。  
残りの40万円と消費税分6万円は申請者が負担することとなります。

Q52 市内で複数店舗を営営していますが、支援金額はどうなりますか。

A52 複数店舗を営営している事業者も、1店舗を営営している事業者も、支援金額の上限は変わりません。できる限り多くの事業者に本事業を活用していただきたいと考えています。

Q53 他の補助金と重複して受給できますか。

A53 他の補助制度にて支援を受けた経費については、本事業の対象とならず、本事業の支援金は受給できません。

## 5. 申請手続きについて

Q54 領収書は原本が必要ですか？

A54 領収書は原本ではなく写しをご提出ください。提出いただきました書類は返却いたしません。

Q55 申請に必要な書類は何ですか。

A55 募集要項「4. 申請に必要な書類」をご確認ください。

Q56 写真撮影の際の留意事項はありますか。

A56 店舗内の設置・工事であることが分かるよう、また、物品や設備の個数、店舗内の設置・工事場所が分かるように撮影してください。物品や設備の近影写真だけで、個数や場所が分からない場合は、再提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

Q57 領収書を紛失しましたが、申請可能ですか。

A57 領収書など支払いを確認できる書類がない場合は、支援対象と認めません。再発行などで対応していただくよう、お願いします。ただし、工事経費の場合は、領収書ではなく、振込票の控えなどにより確認します。募集要項「4. 申請に必要な書類」をご確認ください。

Q58 施工会社から提出された見積書内訳は「〇〇工事一式△△円」という記載ですが、問題ありませんか。

A58 支援対象となる経費を確認するため、経費内訳は必ず記載し、その根拠が必要となります。見積書は、概算であっても一式では計上せずに、全ての品目について記載されているものを求めてください。

Q59 物品はいつから購入したものが対象ですか。

A59 物品・サービス導入経費については、令和3年7月1日（木）から購入するものが対象となります。

Q60 交付決定前に工事を行った場合は、支援対象となりますか。

A60 工事については、感染症対策の目的に沿った工事内容であるかなど、実施（工事）前後の状況等の審査が必要であるため、交付決定日以降に実施（工事）することが要件となります。交付申請以降、交付決定前までの期間に導入機器の在庫確保や工事スケジュールの調整など（キャンセル料等については経費対象外）事前準備を行うことは問題ありません。ただし、交付決定に至らない場合もありますので、ご注意ください。

Q61 工事を行った結果、工事経費が増額してしまった場合、支援金額の増額は可能ですか。

A61 できません。交付決定時の支援金額が上限となります。可能な限り正確な金額で申請を行うようお願いします。

Q62 デジタル対応ツールに付随する機械を購入した時に、一体的に使用することを証する書類を提出する必要があるとのことだが、具体的にはどのような書類を提出すればよいですか。

A62 デジタル関連事業者からシステムと機械を一緒に購入した場合は、内訳が併記された領収書を添付してください。それ以外の場合は、システムと一体的に利用していることが分かる写真やカタログ等を添付していただきますようお願いします。

Q63 工事が伴う物品・サービス関係は工事経費とみなしてよいですか。

A63 工事が伴う部分（例：壁に固定設置するなど）は、工事経費とみなしていただいて結構です。ただし、物品・サービス関係のうち、工事が伴わない部分は物品・サービス経費として取り扱いますので、申請書類等の提出の際は、工事が伴う部分とそれ以外の部分に分かるようにしてください。なお、工事を実施する場合は市内の施工業者を利用するように留意してください。

Q64 完了報告書類に不備がない場合でも、現地における検査・確認を行うことがありますか？

A64 書類の不備の如何に関係なく、必要に応じて実施状況に関する現地における検査・確認を行うことがあります。

Q65 申請したが、その後連絡が来ない。受付されているか心配である。

A65 オンライン申請の場合、申請時にご登録いただいたメールアドレスあてに事務センターから通知メールを送付しております。「@fukuoka-city.online」からのメールが受信できるよう、ドメイン指定などの設定をお願いいたします。また、ご利用の端末の迷惑メール対策機能などによって、事務センターからのメールが「ゴミ箱」に自動的に振り分けされていないかなど、あわせてご確認ください。郵送申請の場合、事務センターに到着後7日程度を目途に、受付通知を電話又は郵送等でご連絡いたします。連絡がない場合は、事務センターにお問い合わせください。

Q66 受付の連絡は来たが、その後審査が進んでいるか心配である。

A66 現在の審査状況をご確認いただける Web サイトを公開予定です。また、オンライン申請の場合、審査状況が変わり次第、申請時にご登録いただいたメールアドレスあてにメールで通知しますので、あわせてご確認ください。また、個別の審査状況に関して、事務センターあてに電話などでお問合せいただいてもお答えいたしかねますので予めご了承ください。

Q67 工事経費とあわせて導入後の物品経費を申請したいが、可能ですか？

A67 可能です。それぞれの計画書、必要書類を準備の上、1回の申請でご提出ください。ただし、支援金支給の時期につきましては、工事経費を含むすべての審査が完了した後となりますので、予めご了承ください。

## 6. その他

Q68 デジタル関連応援事業者とは何ですか？

A68 デジタル対応ツールを販売している事業者を、デジタル関連応援事業者として福岡市が公募し、審査を経て登録された事業者をデジタル関連応援事業者として福岡市が登録をするものです。登録されたデジタル関連応援事業者は申請サイトにおいて一覧を公表します。

Q69 デジタル関連応援事業者が不適切な行為（強引な営業活動等）を行った場合、どうしたらよいか。

A69 デジタル関連応援事業者に対しては、社会的信頼保持等の観点からふさわしくない行動を行った場合は、デジタル関連応援事業者の登録を取り消すことがある旨を通知しています。万が一不適切な行為が疑われる場合は、恐れ入りますが「感染症対応シティ促進事業第2期申請事務センター」（TEL：092-600-1242 [9:00～18:00 土日祝を除く]）へご連絡ください。